

子育て世帯臨時特例給付金



平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の支えを図るため、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要です。
南三陸町へ申請する方には、申請書と手続きのご案内をお送りします。
案内に従って、期間内に申請してください。

- ◇支給対象者 基準日（平成26年1月1日）時点で住民票が南三陸町にある方が対象です。平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を基本とします。
- ◇対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童を基本とします。ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は対象外です
- ◇支給額 対象児童1人につき10,000円（1回のみ給付）
- ◇申請手続 南三陸町へ申請する方には、後ほど申請書と手続きのご案内をお送りします。案内に従って、期間内に申請してください。申請の受付後は、児童手当の受給状況、平成25年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査のうえ、支給対象者に対して支給を行います。
- ◇ご注意 ・「臨時福祉給付金」の対象となる場合は、別途申請が必要です。
・申請期間などは、各市区町村により異なります。
南三陸町以外に申請が必要な方は、事前に該当する市区町村にお問い合わせください。

問い合わせ 保健福祉課子ども家庭係「子育て世帯臨時特例給付金」窓口 ☎46-1402
厚生労働省「子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル ☎03-3595-3528

臨時福祉給付金



4月から税率が8%に引き上げられたことに伴い、低所得者世帯への負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、給付金を給付する予定です。

申請の受け付けは、7月から10月（予定）で、対象見込みの方へは、町から6月下旬頃に案内の送付を予定しています。

- ◇給付対象者 平成26年度分の町民税が課税されていない方
※ただし、課税されている方に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者である場合などは対象外となります。
- ◇給付額 1人につき10,000円
年金手当（※）受給者は1人につき5,000円を加算
※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当など

問い合わせ 制度に関する問い合わせ 厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192
申請に関する問い合わせ 保健福祉課 ☎46-2601

児童手当の現況届

現在受給している児童手当・特例給付を引き続き受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。現況届を提出しないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。対象者には個別に通知しますので、通知の内容をお確かめのうえ、必ず提出してください。

【集中受付期間】

歌津地区…6月12日(木)、13日(金) 午前10時から午後3時 歌津総合支所2階 会議室
志津川地区…6月9日(月)から11日(水) 午前10時から午後3時
南三陸ポータルセンター テント（さんさん商店街となり）

※上記日程で都合がつかない方は、6月中に、保健福祉課子ども家庭係まで提出してください。

【必要なもの】

- ①児童手当・特例給付現況届（事前に郵送します。） ②印鑑 ③健康保険証（受給者のもの）
- ※この他にも書類が必要になる場合があります。通知書で確認してください。



問い合わせ 保健福祉課子ども家庭係 ☎46-2601

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族年金が受けられない場合があります。免除申請手続きは次のとおりです。

- ◇申請するところ 石巻年金事務所または町民税務課
- ◇免除受付開始日 7月1日(火)
- ※過去2年1月前までの期間についても免除申請ができます。（すでに保険料が納付済みの月を除く）
- ◇持参するもの 申請者の印鑑

<次回の年金相談会>

- ◇日時 7月8日(火)
午前10時から午後3時30分
- ◇場所 南三陸町役場1階相談室
- ※年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5117
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

町県民税(個人住民税)の納税通知書を送付します

町県民税が課税される方へ、平成26年度の町県民税の納税通知書を6月中旬に送付します。納付書で納める方には、納税通知書と合わせて、1年分の納付書も送付します。納税通知書と納付書は失くさないよう大切に保管し、納期内に忘れずに納めましょう。

※給与から天引きして納める方の納税通知書は、お勤め先の会社等宛に送付しています。

町県民税の税額(年間)	
均等割	所得割
6,200円	前年の所得金額から所得控除を引いた額×10%

納税は口座振替が便利です

現在、納付書で納めている方は、納税通知書・預金通帳・届出印をお持ちになって預金口座のある金融機関で手続きをすることによって、納付方法を口座振替にすることができます。口座振替は、納め忘れの心配がなく、納期ごとに金融機関等へ納めに行く手間が省けるなどのメリットがあります。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

第56回 水道週間

6/1~6/7

おいしいな
だいじなお水 ごくごくり

水道相談所開設

- ◇日時 6月2日(月)から6月6日(金)
午前9時から午後4時
- ◇場所 上下水道事業所
- ◇内容 水道料金、水道工事等に関する相談に応じます。
- ◇問い合わせ 上下水道事業所 ☎46-5600

【税務署からのお知らせ】 平成26年4月1日から、 「印紙税法」が改正されています

- 1 「領収証」等の非課税範囲の拡大
これまで、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、平成26年4月1日以降、非課税範囲が受取金額5万円未満のものまで拡大されました。
- 2 「不動産譲渡契約書」や「建設工事請負契約書」の印紙税軽減措置の延長及び拡充
軽減期間が平成30年3月31日まで延長されるとともに、契約金額が1千万円超のものに適用されていた軽減範囲及び税額が、平成26年4月1日以降、1千万円以下の一部にも拡大され、1千万円超のものは更に軽減されました。

印紙税の非課税の範囲又は納付する印紙税額（貼付する印紙税の額）が、これまでと異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。